

この資料について

この研修は、廃棄物処理業を営んでいる方やこれから業の許可を受けようとする方に規制の概要のイメージを持っていただくものです。

このため、「処理業を営む方」と「処理を依頼する方」に適用されるルールを中心に、そのルールが持つ意味を説明するよう心掛けました。

焦点を絞ったため、処分の技術的な詳細、広域的処理などの特例的なものは割愛しています。

また、できる限り法令に即した用語を用いながらもイメージし易い言葉を選び、更に、できる限り根拠条規を付記しました。

途中に挟んだ黄色いスライドは、イメージを構成するための参考資料です。



はじめに

およそ半世紀前、多くの死者を出した環境汚染では、「チッソ川本事件」に象徴される司法をも巻き込む実力闘争が繰り広げられました。

その時代に生まれた廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)は、海洋汚染防止法(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)と三つ子の兄弟です。

その痕跡は、保管や埋立てで水の汚染を気遣いながらも廃棄物である工場排水の河川放流を不法投棄とせず弟の水質汚濁防止法に対応を譲るところなどに見られます。

今や、お題が「汚さない」から「再生と循環」へと移り、廃棄物処理法は「循環型社会形成推進基本法」の大番頭になり、手代の各種リサイクル法を従えています。

今後、情報開示が社会的信用の鍵になり、電子マニフェスト制度も「効率化と紛失などヒューマンエラー削減」から「透明性の確保」へと力点移ることが推測されます。

こうした社会の変遷を考えながら最後までお付き合いください。



資料の構成

- | | |
|------------|------------------------|
| I 法律の枠組み | 原則と定義 |
| II 排出する者 | 廃棄物を発生させ、排出するには |
| III 専門業者 | 処理の多くは専門業者に委託される |
| IV 透明性の確保 | 産業廃棄物の処理には多くの者が絡む |
| V 処理の手続 | 集めて、積んで、運んで、卸して、処分して許可 |
| VI 特別管理廃棄物 | 区分した取扱いが必要な廃棄物 |
| VII 逸脱の是正 | 基準を逸脱してしまうと |
| VIII 制裁 | 是正の命令や禁止事項に反すると |
| IX 循環型社会と | 向かう先は省資源と住民参加 |
| 附 | 参考 |



～ 法律のねらい ～

廃棄物処理法の目的

廃棄物の排出を抑制し、
廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、
生活環境を清潔にすることで生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る

- 1 自治体の処理計画や多量排出者の管理により排出量を減らし、適正な処理により最終処分量を抑制する
- 2 事業者の処理責任を専門業の許可や管理票（マニフェスト）制度に裏打ちさせ、適正な処理を促す
- 3 こうして処理量を抑え、適正処理を促し、公衆衛生を向上させる



～ 定義 ～

- 1 廃棄物とは、「汚物又は不要物」であって「固形状又は液状」のもの
※ 行政処分の指針（2021年4月14日付け環境省廃棄物規制課長通知）参照
- 2 廃棄物は、発生の状況から「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される
 - (1) 産業廃棄物は、次の2種類に大分される
 - ア 事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、個々に列挙されたもの
 - イ 輸入された廃棄物
 - (2) 一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物である
つまり、いずれに属するかは「産業廃棄物か否か」の判断による



～ 環境省課長通知（2021年4月14日） ～

「汚物又は不要物」か否かは、次の有償物を判断する視点で見る

- 1 物の性状
利用用途の品質を満足しているか（単なる汚物でないか）
- 2 排出の状況
適切な保管や品質管理がされているか
- 3 取扱いの形態
製品として市場が形成されているか
- 4 取引価値の有無
取引に経済的合理性があるか
- 5 占有者の意思
利用の意思や有償譲渡の意思があるか
そして放置や処分の意思がないか



～ 一般廃棄物の処理 ～

原則 1

市町村が一般廃棄物処理計画に従って収集し、運搬し、処分する（法第6条の2第1項）

原則 2

土地又は建物の占有者は、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物は、（市町村に頼り過ぎずに）自ら処分するように努める（法第6条の2第4項）

原則 3

事業者は、一般廃棄物の運搬を委託する場合、一般廃棄物収集運搬業者に、処分を委託する場合、一般廃棄物処分業者に委託する（法第6条の2第6項）

※ 後述するが、事業活動に伴って生じた廃棄物にも一般廃棄物がある



言葉の整理

	法律の用語	この資料で使う言葉
1	事業者	事業者、排出する者、排出した者
2	産業廃棄物処理基準	処理基準
3	産業廃棄物保管基準	保管基準
4	産業廃棄物収集運搬業者	収集運搬業者、収運業者
5	産業廃棄物処分業者	処分業者
6	産業廃棄物管理票	管理票（マニフェスト）
7	電子情報処理組織を使用して情報処理センターに登録（or情報処理センターを経由）	電子情報処理組織の使用（電子マニフェスト） 情報処理センターに登録（電子マニフェスト）
8	知事及び政令で定める市の長	知事
9	工作物の新改築や除去に伴って生じたコンクリートその他これに類する不要物	がれき類

※ 埼玉県では「さいたま市、川越市、川口市、越谷市」が政令で定める市です。



～ 発生状況と性状による産業廃棄物の区分 ～

	種類	例	埋立処分
1	燃え殻	焼却炉の炉下灰、焼却残さ	
2	汚泥	建設汚泥、凝固していない廃塗料	
3	廃油	各種油脂、溶剤、タールピッチ	
4	廃酸	酸性の廃液	
5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液	
6	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成ゴム、合成繊維	安定型産業廃棄物
7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴム	安定型産業廃棄物
8	金属くず	鉄鋼その他非鉄金属、切削・研磨くず	安定型産業廃棄物
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、コンクリート、ブロック、陶磁器	安定型産業廃棄物
10	鉱さい	鋳物砂、不良石炭、粉炭	
11	がれき類	コンクリート、ブロック、アスファルト	安定型産業廃棄物
12	ばいじん	焼却炉の飛灰	

～ 発生状況と性状による産業廃棄物の区分（続） ～

	種類	発生状況の限定	留意事項・例示
13	紙くず	工作物の新改築・除去、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞巻取紙を使用する新聞業、出版業、製本業など	
14	木くず	工作物の新改築・除去、木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、貨物流通用パレット、PCBが付着したもの	木製品の製造業が材料とする竹は木材に含まれる 建具製造業と家具製造業は異なる
15	繊維くず	工作物の新改築・除去に伴って生じたもの、繊維工業に係るもの、PCBが染み込んだもの	衣服・布団製造業は除かれる 畳製造業は繊維工ではない
16	動物又は植物に係る固形状の不要物（動植物性残さ）	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用したもの	
17	獣畜・食鳥に係る固形状の不要物（動物系固形不要物）	屠畜場で屠殺・解体したもの 食鳥処理場で処理したもの	
18	動物のふん尿	畜産農業に係るもの	
19	動物の死体	畜産農業に係るもの	養蜂、愛玩動物飼育は畜産農業
20	産業廃棄物を処理するために処理したもの		コンクリート固化物 

※ 業種は、総務省の日本標準産業分類に拠ります。

～ 産業廃棄物の処理 ～

産業廃棄物処理の原則

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない（法第11条第1項）

委託は、処理の作業を行わせるに過ぎず、成果物に対する責任は委託者が負う
⇒ 適正な処理の委託とその遂行は、事業者が自ら処理していることである



運搬を誰に委託し、処分を誰に委託したかを明らかにする「2者間の契約」とその証となる「契約書の作成」が求められます。
更に、その履行を裏付ける管理票の「交付」とその写しの「送付」が重要なのです。

排出した者が処理を委託しない「再委託」は許されません。

※ 条件付きで認められる再委託も例外的な措置なのです。

排出した者から受託していない者が処理をする「名義貸し」は以ての外です。

※ 名義貸しは違法な再委託や無許可者への委託が競合し、又は重なる犯罪です。

ほかにも

蛇足ですが

施設や機材の使用の権原を他者が有すると「名義貸し」や「再委託」になるおそれがあるので、業の許可申請の審査では施設や機材の占有を確認しています。



～ 排出する者の責任 ～

- 原則 1 生じさせた産業廃棄物は自ら分別し、保管し、運搬し、又は処分する
収集運搬や処分の作業を委託してもその運搬や処分には自ら責任を持つ
- 原則 2 運搬するまでの間、生活環境の保全上支障がないように保管する
そのため、保管するには保管基準を守る
運搬を始めたなら、処理基準（収集運搬基準、処分基準）を守る
- 原則 3 収集運搬や処分を委託するには、委託の基準を守る



委託の契約は各当事者ごとに書面を交わし、荷渡しに当たっては管理票（マニエスト）
を交付して、廃棄物の流れを透明化する
危険な産業廃棄物などは、荷姿や性状、注意事項を受託者に伝える
多量に排出する者は、減量や社内の管理体制など処理計画を作る



～ 排出する者の保管 ～

1 周囲を囲う（規第8条第1号）

(1) 囲いに廃棄物の加重がかかるときは構造耐力を確保する

(2) 見やすい場所（従業員・来客に分かるよう）に次のように保管の場所である旨、掲示する

ア 掲示板は縦横60cm以上

イ ①廃棄物の種類、②管理者、③屋外で容器を用いない保管では最高高さ

2 廃棄物の飛散・流出・地下浸透、悪臭の発散を防止する（規第8条第2号）

保管に伴う汚水が出るおそれがあるときは、底面を不浸透性の材料で覆い、排水溝を設けるなどの措置をする

屋外で容器を用いない保管では、高さ・勾配は基準に従う



～ 排出する者の保管 2 ～

- 3 ねずみが生息し、害虫が発生することがないようにする（規第8条第3号）
- 4 特殊なものの保管
 - (1) 石綿含有産業廃棄物は、他の物と混合しないよう仕切りを設け、覆いを掛け、又は梱包するなどして飛散を防ぐ（規第8条第4号）
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合しないよう仕切りを設けるなどする（規第8条第5号）
- 5 建設工事において発生させた産業廃棄物を建設現場以外（300㎡以上の場所）で保管するときは、知事に届け出る（法第12条第3項）



～ 運搬を専門の業者に委託する ～

- 1 収集運搬業者の許可を確認する（法第12条第5項・第6項）
 - (1) 収集運搬業者である（法第12条第5項）
 - (2) 業を行う（荷積と荷卸する）区域を管轄する知事の許可がある（法第14条第1項）
 - (3) 許可の期限が切れていない（法第12条第5項）
 - (4) 委託する廃棄物の「種類」が事業の範囲に含まれている（令第6条の2第1号）

- 2 契約書を作成する（令第6条の2第4号）
 - (1) 廃棄物の①種類、②数量、③運搬の最終目的地を記載する（令第6条の2第4号）
 - (2) 事業の範囲が分かるよう許可書の写しを添付する（規第8条の4第1号）
 - (3) 契約終了の日から5年間保存する（令第6条の2第5号・規第8条の4の3）

- 3 廃棄物を引き渡すときに、管理票（マニフェスト）を交付する（法第12条の3第1項）
（管理票は、後述）

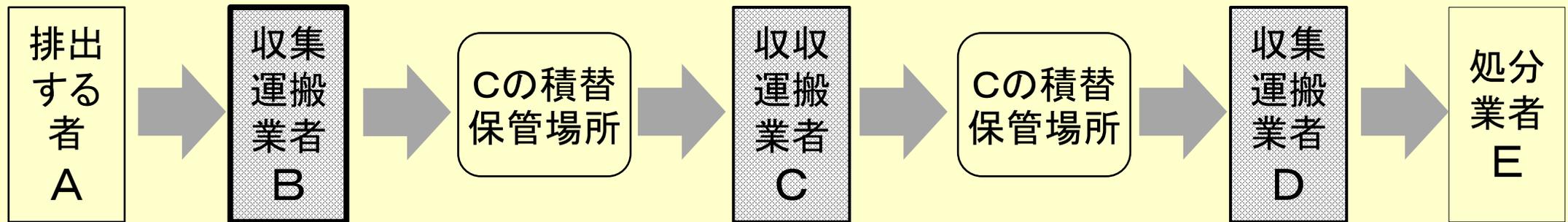


運搬を受託する方に助言してほしいこと

収集運搬を受託する方は、その産業廃棄物の処理における関係者の一員です。

下図のように運搬する者が区間ごとに変わるいわゆる「区間委託」では、排出する者から最初に荷を受け取るBは、その物の性質や性状を最も知り得る立場にあります。

例（Cが海運業で船舶による輸送をするとイメージしてください。）



複数の処理業者が関わる例においてBの立場で契約書を交わすときは、運搬のプロとしてAとC、AとDが個々に収集運搬の委託契約書を取り交わし、AとEが処分の委託契約書を取り交わす必要があることをAに確認・助言してください。



～ 処分を専門の業者に委託する ～

- 1 処分業者の許可を確認する（法第12条第5項・第6項）
 - (1) 処分業者である（法第12条第5項）
 - (2) 業を行う（処分をする）区域を管轄する知事の許可がある（法第14条第6項）
 - (3) 許可の期限が切れていない（法第12条第5項）
 - (4) 委託する廃棄物の「種類」と「処分の方法」が事業の範囲に含まれている（令第6条の2第2号）

- 2 契約書を作成する（令第6条の2第4号）
 - (1) 廃棄物の①種類と数量、②処分の場所、③処分の方法、④処分に係る施設の処理能力を記載する（令第6条の2第4号）
 - (2) 事業の範囲が分かるように許可書の写しを添付する（規第8条の4第2号）
 - (3) 契約終了の日から5年間保存する（令第6条の2第5号・規第8条の4の3）



～ 処分を専門の業者に委託する 2 ～

3 処分の状況について確認する

例えば、実地に処分業者の施設を見、又は受託者からの聴取し、若しくは開示されている情報などにより確認する（法第12条第7項の適用例）

この確認は、最終処分（埋立・再生・海洋投入）までが適正に行われることが推認される必要がある（法第12条第7項の趣旨）

4 処分の場所まで排出する者が産業廃棄物を運搬したときは、廃棄物を引き渡すときに管理票（マニフェスト）を交付する（法第12条の3第1項）

（管理票については、後述）



～ 処分を専門の業者に委託する 3 ～

- 5 安定型最終処分場に埋め立てることができる（安定型産業廃棄物）は、
- ①廃プラスチック類 ②ゴムくず ③金属くず
 - ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑤がれき類
 - ⑥廃石綿又は石綿含有産業廃棄物を溶融・無害化処理したもの
- のように、地下水への影響が懸念されないものに限られる（令第6条第1項第3号）



だから、上記品目でも次のものは安定型最終処分場へ埋め立てることができない

- × (1) 自動車・電気機械器具の破砕物、ブラウン管
- × (2) 鉛を含むはんだを使ったプリント配線板、鉛の管や板、鉛蓄電池の電極
- × (3) 水銀使用製品
- × (4) 水銀・カドミウム・鉛又は有機性物質が付着した容器包装
- × (5) 石膏ボード



排出する者との接点で

排出する者は、法第12条第7項により「最終処分が終了するまでの工程が適切に行われるための措置」が求められています。このため、皆さまには、顧客である排出する者に対し専門的な立場から次のことについて助言していただきたいと思えます。

- 原則1 もう一度、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない(法第11条第1項)」
⇒ 処理の作業は委託しても排出する者自らが法的な責任を負います。
- 系1 排出する者は、収集運搬や処分を委託する場合、それぞれ契約書を取り交わさなければなりません。最初に荷を受け渡す収集運搬業者への丸投げは許されません。
- 系2 処理を受託した者が、第三者に委託する「再委託」は許されません。
「排出した者」でなく「受託者」が委託することは、法第11条第1項の主旨に反します。
法第14条第16項ただし書の例外は後述します。
排出した者を欺く「名義貸し」は許されません。(法第14条の3の3)
- 系3 「廉価な処理料金」は、不適正処理に対する措置命令が排出した者へ課される場合の主要な要件です。(法第19条の6第1項第2号)



排出する者との接点で 2

原則 2 産業廃棄物の流れは、明確にしなければなりません。

- 系 1 収集運搬業者、処分業者は、帳簿を備え付けます。（法第7条第15項）
受託者は、「いつ、誰から、何を、どれだけ、どこへ」運んだかを分かるようにします。
- 系 2 収集運搬業者は、荷とともに管理票（マニフェスト）を受け取り、回付し、その写しを管理票交付者（排出する者）に送付します。（法第12条の3第1項、第3項）
又は情報処理センターの電子情報処理組織に登録します。
管理票は積荷伝票（=manifest）ですから、受け取らずに荷を受けてはなりません。
積荷伝票は荷主（排出する者）が交付します。

原則 3 廃棄物の処理のうち、保管、収集、運搬、処分及び委託には基準がある

- (1) 「保管基準」及び「委託の基準」は、排出する者に適用される
- (2) 「収集、運搬及び処分の基準」は、産業廃棄物処理基準（処理基準）と言われ、排出する者、収集運搬業者、処分業者に適用される
「運搬及び処分の基準」には、その際に「必要な保管の基準」が定められている
- (3) 保管基準や処理基準から逸脱したときは、改善を命じられる（法第19条の3）

制度の建付け

ここで「基準」と言われるルールのイメージを整理しておきます。

例1や例2のような数量又は技術的な構造若しくは維持管理の規定で、その逸脱の改善に意味があるものは、基準の逸脱に対しては処罰ではなく知事が改善を命じることになっています。

この命令に従わないと「基準の逸脱ではなく、命令に対する違反」として処罰されます。

例1 収集、運搬、処分の基準としての「処理基準(法第12条第1項)」に適合しない行為

例2 運搬までの保管の基準としての「保管基準(法第12条第2項)」に適合しない行為

これに対し、委託契約書を作らないなど、体制改善など反射的な余地はあるものの「過去の行為が取返しがつかないもの又は改善の意味がない」ものは処罰の対象とされています。

例3 「委託の基準」反して契約書を作成しないこと

例4 管理票の「交付、回付、写しの送付をしない」ことや帳簿を「備え付けない」こと

例5 不法投棄(生活環境への支障があれば罰則とは独立して支障の除去が命じられます。)



制度の建付け 2

- 1 解体工事で生じた廃棄物を解体現場に置いておくときは、「保管基準」が適用されます。
 - 2 運搬や処分が始まれば、「処理基準」が適用されます。
- ⇒ 解体により生じた廃棄物を工事現場から運び出し、「事業場外保管場所」に保管するときは「処理基準」の中の保管の規定が適用されます。
- (参照 平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号ほか環境省課長通知第八5)



処理基準が適用されると保管する廃棄物の数量の上限を守らねばなりません。
実務上、上限の算定は難しいかもしれませんが、搬出量が小さいほど上限は小さくなり、適法な保管の範囲が狭まるので注意が必要です。

解体により生じた廃棄物がPCB含有塗膜のようなPCB使用製品である場合、PCB処理法により措置されるため、「元請業者」を排出する者とせず、残置廃棄物と同じ考え方で解体工作物の管理者（施主）がPCB製品の所有事業者又は保管者事業者としてPCB法に従います。
(平成31年2月26日付け環循企発第1902263号ほか環境省課長通知参照)



～ 運搬の受託者が行うこと ～

1 運搬車の表示など機材の装備

- (1) 産業廃棄物の収集運搬車である旨（規第7条の2の2）
- (2) 収集運搬業者の名称（規第7条の2の2）
- (3) 許可番号の下6桁（規第7条の2の2）
- (4) 許可証の写しと管理票（マニフェスト）の備え付け（規第7条の2第3項）

2 収集、運搬（令第3条第1号）

- (1) 廃棄物を飛散、流出させない
運搬車、運搬容器は廃棄物が飛散、流出しない物を使う
- (2) 悪臭、騒音、振動により生活環境に支障がないよう措置する
- (3) 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することがないようにし、他の物と混合しないよう仕切りを設けるなどする



～ 運搬の受託者が行うこと 2 ～

- 3 管理票（マニフェスト）の回付と写しの送付（法第12条の3第3項）
 - (1) 処分受託者に管理票を回付する
 - (2) 管理票交付者（排出した者）に写しを送付

- 4 積替え場所（令第3条第1号へ、ト）
 - (1) 周囲を囲い、積替え場所であることの表示をする
 - (2) 廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないようにする
 - (3) ねずみが生息し、又は害虫が発生しないようにする
 - (4) 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物の積み替えは、他の物と混合しないよう仕切りを設けるなどして行う



～ 運搬の受託者が行うこと 3 ～

- 5 積替えのための保管を行うとき（令第3条第1号）
- (1) 周囲を囲い、囲いに廃棄物の加重がかかるときは構造耐力を確保する
 - (2) 見やすい場所（従業員・来客に分かるよう）に次の事項と積替えのための保管の場所である旨を掲示する（規第1条の5）
 - ア 掲示板は縦横60cm以上
 - イ ①廃棄物の種類、②管理者、③屋外で容器を用いない保管では最高高さ
 - (3) 廃棄物の飛散流出・地下浸透、悪臭の発散を防ぐ
 - ア 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合、排水溝などを設けるとともに保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆う
 - イ 屋外において容器を用いず保管するときは、勾配や高さを遵守する



～ 運搬の受託者が行うこと 4 ～

- (4) ねずみが生息し、害虫が発生することがないようにする
- (5) 保管量は、1日当たりの平均的な搬出量の7倍を超えない

収集又は運搬において保管が許されるのは、集約による適正な運搬を確保するためです。このため、保管量の上限は、搬出量の平均の算出がなじまない大型輸送船への積込み場所や使用済自動車の保管場所には適用されません。

処分における保管には、上限（1日当たりの処理能力の14倍）が適用されます。また、保管期間の正当性が求められることとなります。（規第7条の6）

- (6) 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合しないよう仕切りを設けるなどする



～ 処分の受託者が行うこと ～

1 処分（埋立処分、海洋投入処分以外）

- (1) 廃棄物を飛散、流出させない
- (2) 悪臭、騒音、振動により生活環境に支障がないよう措置する
- (3) 施設を設けるときは、生活環境に支障がないよう措置する
- (4) 廃棄物を焼却又は熱分解は、定められた構造を有する設備で行う

2 処分のための保管

- (1) 周囲を囲い、囲いに廃棄物の加重がかかるときは構造耐力を確保する
- (2) 見やすい場所（従業員・来客に分かるよう）に次の事項と処分のための保管の場所である旨を掲示する（規第1条の5）

ア 掲示板は縦横60cm以上

イ ①廃棄物の種類、②管理者、③屋外で容器を用いない保管では最高高さ



～ 処分の受託者が行うこと 2 ～

- (3) 飛散流出、地下浸透、悪臭の発散を防ぐ
保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合、排水溝などを設けるとともに保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆う
- (4) 屋外において容器を用いず保管するときは、高さを遵守する
高さの定めは、規第1条の6
- (5) ねずみが生息し、害虫が発生しないようにする
- (6) 保管量は、1日当たりの処理能力の14倍を超えない
適正な処分を行うためにやむを得ない期間を超えて保管しない



～ 処分の受託者が行うこと 3 ～

3 処分

(1) 特定家庭用機器廃棄物（いわゆる家電4品目）

平成11年厚生省告示第148号による

(2) 石綿含有産業廃棄物

ア 保管 他の物との混合するおそれがないよう仕切りを設けるなどする

イ 処分 平成18年環境省告示第102号による

(3) 水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等

ア 保管 他の物との混合するおそれがないよう仕切りを設けるなどする

イ 水銀、水銀化合物を大気中に飛散させない

ウ 平成29年環境省告示第57号による

4 管理票交付者（排出した者）へ管理票（マニフェスト）の写しを送付



保管に関するきまりごと

「保管基準」又は「処理基準（積替えと処分に係る保管の規定）」の整理			事業者	収運業	処分業			
			特管	特管	特管			
1	積替え	周囲を囲い、積替え場所であることを表示する		1	1			
2		飛散流出、地下浸透を防ぐ		1	1			
3		悪臭の発散、ねずみの生息、害虫の発生を防ぐ		1	1			
4		特別管理産業廃棄物	他の物との混合を防ぐため、仕切りを設ける			1		
5			腐食・飛散流出・揮発、高温暴露・固化・腐敗を防止する			1		
6	保管 〔積替え、処分のための保管を含む〕	周囲を囲い、掲示板を設ける	1	1	1	1	1	
7		飛散流出、地下浸透を防ぐ	1	1	1	1	1	
8		屋外で容器を用いず保管するときは50%勾配とする（囲いに負荷がかかるときは2m高まで）	1	1	1	1	1	
9		悪臭の発散、ねずみの生息や害虫の発生を防ぐ	1	1	1	1	1	
10		石綿含有産業廃棄物は、他の物と混合防止のため仕切り、飛散防止のため覆い・梱包する	1			1		
11		水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合を防ぐため仕切を設ける	1			1		
12		保管量は、収運業の積替えでは搬出量の7倍、処分業では処理能力の14倍を超えない			1	1	1	
13		処分業の保管期間は、処分するためにやむを得ない期間を上限とする					1	
14		特別管理 産業廃棄物	積替えによる保管は「運搬先が定められ、適切に保管でき、性状が変化しないうちに搬出する」				1	
15			他の物との混合を防ぐため、仕切りを設ける		1		1	1
16			廃水銀等は、腐食・飛散流出・揮発、高温暴露を防止する		1			
17	腐食・飛散流出・揮発、高温暴露・固化・腐敗を防止する					1	1	

～ 埋立処分（安定型）の受託者が行うこと ～

1 構造物の維持管理

- (1) 飛散流出、悪臭、ねずみや害虫の発生、火災の発生を防止する
- (2) 立札、囲い、擁壁等、残余容量の管理する
- (3) 廃棄物の種類、数量、点検の記録、埋め立てた位置の記録を残す

2 使用における維持管理

- (1) 埋め立て前に展開検査により廃棄物の種類を確認する
- (2) 浸透水、地下水の検査を行う
- (3) 埋立処分を終了する場合は、埋立地の表面を土砂で覆う



～ 埋立処分（管理型）の受託者が行うこと ～

1 構造物の維持管理

- (1) 飛散流出、悪臭、害虫・害獣の発生、火災の発生を防止する
- (2) 立札、囲い、擁壁等、通気装置を管理し、残余容量を記録する
- (3) 遮水工の保護と点検を行う
- (4) 埋立処分が完了した区画は50cm以上覆土する
- (5) 廃棄物の種類、数量、点検の記録、埋め立てた位置の記録を残す

2 使用における維持管理

- (1) 地下水の検査を行う
- (2) 浸出液処理設備の管理を行う



～ 産業廃棄物処理施設 ～

- 1 産業廃棄物を処分する施設のうち「特定の種類の廃棄物」を処分し、又は「一定の処理能力」を有するものは、設置に当たり許可を受ける
- 2 許可に当たっては、廃棄物処理法以外の手続が必要になることに留意する
 - (1) 廃棄物処理法の生活環境調査又は環境影響評価を行う
 - (2) 都市計画の位置決定など都市計画法や建築基準法などの手続を行う
 - (3) 維持管理に関する計画
最終処分場は併せて「災害防止のための計画」を定める
- 3 竣工後は、使用前検査を受け、適合していると認められた後に使用する
※ 産業廃棄物の処分を業として行うには別途、処分業の許可が必要



～ 産業廃棄物処理施設 2 ～

- 4 施設を設置する者は責任者を設置する
 - (1) 技術上の業務を担当する技術管理者(有資格者)を置く(法第21条第1項)
 - (2) 排出する者が施設を設置した場合、産業廃棄物処理責任者を置く(法第12条第8項)
- 5 使用前検査又は前の定期検査から5年3月以内に検査を受ける(法第15条の2の2)
- 6 施設を変更するときは、許可を受ける。
- 7 施設の管理者の変更するときは、手続が必要である
 - (1) 施設の譲受け、借受けるときは、許可を受ける
 - (2) 施設の設置者が合併又は分割するときは、認可を受ける
合併後、設置者が存続し、施設が当該法人に残るとき認可不要
分割後、設置者である法人に施設が残るときは認可不要
 - (3) 施設の設置者に相続があったときは、相続人は地位を承継する(届出)



～ 産業廃棄物処理施設の種類の種類 ～

	処理施設	該当規模 1	該当規模 2	該当規模 3
1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日超		
2	汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日超		
3	汚泥の天日乾燥施設	処理能力100m ³ /日超		
4	汚泥の焼却施設	処理能力5m ³ /日超	処理能力200kg/時以上	火格子面積2m ² 以上
5	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日超		
6	廃油の焼却施設	処理能力1m ³ /日超	処理能力200kg/時以上	火格子面積2m ² 以上
7	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日超		
8	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日超		
9	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力100kg/日超	火格子面積2m ² 以上	
10	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日超		



～ 産業廃棄物処理施設の種類の種類（続） ～

	処理施設	該当規模1	該当規模2
11	水銀又はその化合物を含むばい焼施設		
12	廃水銀等の硫化施設		
13	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		
14	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		
15	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		
17	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		
18	産業廃棄物の焼却施設	処理能力200kg/日以上	火格子面積2m ² 以上
19	産業廃棄物の最終処分場		



管理票（マニフェスト）に関する用語の整理

	用語	意味
1	交付	処理を委託するときに管理票を発行することで、いわば「往きの切符」の発行です。
2	回付	処理を終え、次の処理業者に管理票を送ることで、いわば「乗継切符」の発行です。
3	写しの送付	運搬を終えた者が管理票交付者に、処分を終えた者が運搬した者と管理票交付者に管理票の写しを戻すことで、いわば「帰りの切符」の発行です。
4	管理票交付者	管理票を発行した「排出した者」です。 処分後に生じた廃棄物の最終処分などに当たり「中間処理業者」が管理票（いわゆる2次マニフェスト）を発行した場合、当該中間処理業者をいいます。
5	情報処理センター	電子マニフェストを管理する機関です。 日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣の指定を受けています



～ 管理票 ～

1 交付

- (1) 排出する者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するとき
 - (2) 中間処理業者が処分により生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するとき
- ※ 再生利用又は広域処理に係る認定を受けた者は、交付を要しない

2 回付・写しの送付

- (1) 収集運搬業者が運搬を終了したとき
- (2) 処分業者が処分を終了したとき

3 記載事項

- (1) 交付日・交付番号・交付の担当者（いつ行われたか）を明確にする
- (2) 事業者、受託者、積替場所、最終処分場、交付者（誰が何処へ運んだかを）明確にする
- (3) 荷姿、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんに関する事項（何を、どういった物か）を明確にする



～ 管理票 2 ～

4 保存

管理票交付者、運搬及び処分の受託者は、「管理票」又は「送付された写し」を、
交付の日、送付した日、送付を受けた日から5年間保存する

5 交付状況の報告

- (1) 管理票交付者は、交付状況を知事へ報告する
- (2) 対象の期間は、4月1日から翌年3月31日まで
- (3) 報告の期限は、対象の期間後の6月30日まで

6 情報処理センターに登録(電子マニフェストを使用)した場合

(1) 利便性

- ア 管理票又はその写しの交付、回付若しくは送付の作業又は保存を要しない
- イ 管理票の交付状況の知事への報告を要しない
- ウ 関係者は、共時的に情報を獲得できる

(2) 廃棄物と資源は密接な関係にあり、流れの透明性は循環型社会に不可欠である

～ 帳簿の備え付け ～

- 1 帳簿を備え付けなければならない者
 - (1) 排出する者のうち、次のもの
 - ア 産業廃棄物処理施設を設置している者
 - イ 産業廃棄物処理施設に該当しない産業廃棄物の焼却施設を設置している者
 - ウ 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら処分又は再生する者
 - エ 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者
 - (2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業者、処分業者
- 2 産業廃棄物の種類ごとに次の事項を帳簿に記録する
 - ①処分の年月日、②処分方法ごとの処分量、③処分後の持出先ごとの持出量、④事業者自ら事業場の外で処分をする場合、生じた場所と処分した場所
- 3 帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖から5年間保存する



～ 帳簿の備え付け 2 ～

収集運搬業者、処分業者の帳簿記載事項と管理票の記載事項の対比

	項目	帳簿	管理票
1	収集（受入れ）年月日	1	
2	運搬（処分）年月日		
3	管理票交付者の名称	1	1
4	管理票交付者の住所		1
5	管理票の交付年月日・交付番号	1	1
6	排出した事業場の名称・所在地		1
7	管理票の交付を担当した者の氏名		1
8	運搬先の事業場の名称・所在地		1
9	運搬（処分）を受託した者の住所		1
10	積替え・保管場所の所在地		1
11	荷姿		1
12	最終処分を行う場所の所在地		1
13	受入先ごとの受入量	1	
14	運搬方法	1	
15	運搬先ごとの運搬量（処分方法ごとの処分量）	1	
16	積替え・保管場所ごとの搬出量	1	
17	（処分後の持出先ごとの持出量）	1	
18	石綿含有産廃、水銀使用製品産廃・水銀含有ばいじんの数量		



～ 処理困難通知と再委託の禁止 ～

1 収集運搬業者又は処分業者は、受託した収集、運搬又は処分が困難になったときは、遅滞なく排出した者に書面で通知する（法第14条第13項）

例 ① 災害や人員減などにより施設や機材が使用できなくなったとき

② 処理量が上限に達するなど受託した廃棄物が処理できなくなったとき

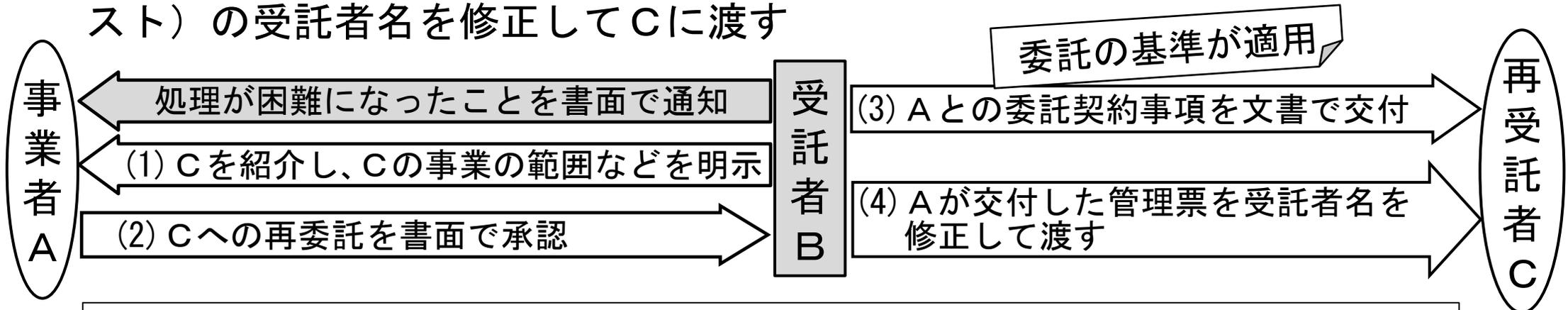
2 収集運搬業者は、収集、運搬又は処分を他人に委託してはならず、処分業者は、処分を他人に委託してはならない（法第14条第16項）

ただし、①事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合②その他環境省令で定める場合は、この限りでない（法第14条第16項ただし書）



～ 処理困難通知と再委託 2 ～

- 3 ただし書「事業者から委託を受けた廃棄物を再委託する場合」（令第6条の12）
- (1) Bは、再委託する物がCの事業の範囲に含まれることを確認し、「C」と「Cの事業の範囲」をAに示して書面で承認を受ける
- (2) Bは、Aとの委託契約事項をCに文書で渡し、Aが交付した管理票（マニフェスト）の受託者名を修正してCに渡す



BがCに再委託した廃棄物は「事業者Aから委託を受けたもの」ではありません。従って、Cが処理困難になってもただし書が適用できず、いわゆる「再再委託」はできません。

Aは再委託契約の当事者ではありませんが、ただし書に基づく書面による承認があり、不適正処理が起これば、当然に責めが及びます。

～ 処理困難通知と再委託の禁止 3 ～

- 4 ただし書「環境省令で定める基準に従って再委託する場合」（規第10条の7）
事業の範囲の確認と書面での承認の手順は、3と同様
- (1) 排出した者Aが中間処理業者であるとき（規第10条の7第1号）
受託者Bが省令で定める基準に従ってCに委託する
 - (2) 受託者Bが改善や措置の命令を履行するとき（規第10条の7第2号）
Bに委託した事業者Aの承認を得てCにその処理を委託する

法第14条第16項ただし書は、法第11条第1項の例外として一定の条件で再委託を許しています。しかし、同条本文と「事業者が自ら処理する」原則から、ただし書は、処理困難時の緊急避難の手続と解して常態化させないよう留意しなければなりません。



～ 業の許可 ～

- 1 産業廃棄物処理業には4つの許可があり、それぞれ根拠条文が別で独立していて包含関係にない

このため、特別管理産業廃棄物に関する許可を受けていても特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を取り扱うことはできない

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業許可 根拠 法第14条第1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 根拠 法第14条の4第1項
処分業	産業廃棄物処分業許可 根拠 法第14条第6項	特別管理産業廃棄物処分業許可 根拠 法第14条の4第6項



～ 業の許可 2 ～

2 許可を受けるには、「許可の基準」を満たし、「欠格」に当たらないことが要件である

許可の基準	施設	施設や機材を有する（自らの管理下にあること）
		収運業 運搬機材、運搬容器、駐車場所、積替え施設など
	処分業 処理施設、重機、保管施設など	
申請者の能力	1	一定の講習修了をもって知識と技能を評価
	2	経理的基礎を有することを決算書により評価
欠格	1	精神の機能の障害により、必要な認知、判断、意思疎通ができない
	2	破産手續開始の決定を受けて復権を得ない
	3	「禁錮刑以上」又は「環境規制法違反・暴力の罪などの罰金刑」を終え5年を経ない ※ 刑の執行が猶予されている場合、猶予期間の経過で欠格は解除される
	4	廃棄物処理法・浄化槽法の許可取消を受けた法人や役員その他で5年を経ない



～ 業の許可 3 ～

3 許可の期間

(1) 新たに許可を受けた者 . . . 5年（令第6条の11第1号）

(2) 許可の更新を受けた者で、

優れた能力と実績を有する者 . . . 7年（令第6条の11第2号）

ア 遵法性 改善命令や措置命令など不利益処分を受けていない

イ 透明性 産業廃棄物処理振興財団の適合証明がある又は経営情報、
組織、事業の内容を公表している

ウ 透明性2 情報処理センターに登録（電子マニフェストを使用）できる

エ 環境配慮 低公害車の導入、環境配慮規格の認証を受けている

オ 財務体質 自己資本比率、経常利益、納税の状況が妥当である
最終処分場の維持管理積立金を積み立てている



～ 業の許可 4 ～

4 許可の更新

期間を経過する前に更新を受けないと許可は失効する（法第14条第7項）

更新は、許可の基準を満たし、及び欠格に当たらないことを確認して、従前の許可に付いている条件である「期間」を繰り延べる処分である

5 変更の許可（法第14条の2第1項）

(1) 事業の範囲を変更しようとするときは、許可を受ける

(2) 事業の範囲とは、

収集運搬業では、取り扱う産業廃棄物の種類、積替え保管の有無である

処分業では、取り扱う産業廃棄物の種類、処分の方法である

※ 事業の範囲は、許可証の「許可の有効年月日」の下の区切線直下に書かれている



～ 特別管理産業廃棄物 ～

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとして定められたもの（令第2条の4・規第1条の2）

- 1 揮発油、灯油、軽油などの廃油
- 2 pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、
- 3 病院、診療所などで生じた感染性廃棄物
- 4 廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀、廃水銀化合物、廃石綿、石綿付着物
- 5 有害金属などを基準を超えて含むもの
 - (1) 指定下水汚泥、鉍さい、燃え殻、汚泥、ばいじん
 - (2) 廃酸、廃アルカリ、廃溶剤

保管、運搬、処分において特別な定めがありますが、特別管理産業廃棄物ではありません。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 水銀使用製品産業廃棄物 | 水銀電池、蛍光管、水銀体温計など |
| 2 石綿含有産業廃棄物 | 石綿スレート、石綿含有成形板など |



～ 特別管理産業廃棄物の処理 ～

- 1 保管 保管基準を遵守するほか、
 - (1) 密閉容器に入れなければならないもの
感染性廃棄物、廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀
 - (2) 他の物の混入を防ぐ
一般廃棄物と産業廃棄物が混合し、それ以外の物が混入するおそれがない場合は、この限りでない
感染性廃棄物、廃水銀、基準不適合廃水銀化合物など
例 血液が残るプラスチックチューブと血液が付着したガーゼの混合
 - (3) 揮発防止、腐敗防止のため温度管理をしなければならないもの
感染性廃棄物、廃水銀、廃油、PCB汚染物、PCB処理物



～ 特別管理産業廃棄物の処理 2 ～

2 運搬及び処分の委託

排出する者は、契約書の作成など委託の基準のほか、

- (1) 受託者に廃棄物の性状や荷姿及び取り扱う際の注意事項を文書で知らせる
- (2) 受託者が「特別管理産業廃棄物」に係る収集運搬業及び処分業の許可を有することを確認する

3 処分に当たって留意すべき事項

- (1) 海洋投入をしてはならない
- (2) 廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物は埋立処分をしてはならない
- (3) 再生しないときは、遮断型最終処分場へ埋め立てる
一定の処理を施し、基準に適合させ管理型最終処分場へ埋め立てる

4 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する者は、事業場ごとに管理責任者を置かなければならない



～ 特別管理産業廃棄物管理責任者 ～

- 1 感染性廃棄物を排出する者が置く管理責任者の資格（規第8条の17第1号）
例 医師、看護師、保健師又は大学で衛生学などの課程を修め卒業した
※ 「上記と同等以上」の知識を有すると認められる

- 2 感染性廃棄物以外を生ずる事業場の管理責任者の資格（規第8条の17第2号）
例 大学の理工課程で衛生工学を修めて卒業し、2年以上の実務経験がある
例 高校の理工課程で理工学や農学を修めて卒業し、7年以上の実務経験がある
※ 「上記と同等以上」の知識を有すると認められる者

※ 日本産業廃棄物処理振興センターが行う「特別管理産業廃棄物管理責任者講習」の修了者を「上記と同等以上の知識を有する者」と知事が認めています。

※ 感染性廃棄物の「上記と同等以上」の資格については「医療関係特管責任者講習」の修了を求める知事もあります。



～ 特別管理産業廃棄物管理責任者 2 ～

3 管理責任者の業務

- (1) 排出状況の把握、(2) 処理計画の立案、(3) 処理の委託先の選定
- (4) 契約書や帳簿の管理、(5) 廃棄物の保管状況の確認
- (6) 管理票（マニフェスト）の交付・保存
情報処理センターに登録（電子マニフェストを使用）

※ 年間50トン以上特別管理産業廃棄物を「発生」させる事業場は多量排出事業者として情報処理センターに登録することを義務付けられている



～ 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者 ～

1 多量排出事業者

特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者

2 特別管理産業廃棄物処理計画

当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成して提出する

3 計画の主な内容

- (1) 管理体制、排出の抑制
- (2) 分別、再生利用、中間処理、埋立処分
- (3) 処理の委託、情報処理センターに登録（電子マニフェストの使用）



逸脱を防ぐ

ルールを学ぶとき「基準」や「義務」などに目を付けがちですが、原則と例外、基準から外れたときの制裁などを見ることで理解が深まります。

1 報告の徴収（法第18条第1項）

知事が文書や写真・図画を提出させて活動の状況を確認するものです。

報告を求めることは公権力の行使で行政処分ですが、弁明の機会の付与などの手続は適用されません。

基準適合の確認に用いられますが、必ずしも制裁と連動するものではありません。

2 立入検査（法第19条第1項）

知事の職員が実地に帳簿や施設を確認するものです。検査する職員は、当然に、説明を求め、写真撮影などができます。また、「廃棄物又は廃棄物と目されるもの」を無償で収去（確認のための試料として採取）できます。

報告の徴収と異なり、帳簿など文書の提出を求め、又は持ち出すことはできません。



逸脱を是正し、修復する

不利益処分としての命令は、逸脱や不適合の程度に応じてというより、逸脱や不適合の性質に応じてなされるものです。

3 改善命令（法第15条の2の7、第19条の3）

基準の逸脱があったときに、適合させるよう知事が命じるものです。

処理基準や保管基準、技術上の基準などからの逸脱で、改善が可能であり、かつ、改善に意味があるものに適用されます。

4 措置命令（法第19条の5第1項、第19条の6第1項）

措置命令は、環境影響が生じるときにその除去を目指して行わせるものです。

環境への影響を除去するものですから、必ずしも完全な修復とは限りません。



逸脱を止める

5 事業の停止の命令（法第14条の3、第15条の2の7）

基準の逸脱に対する是正よりもその状態を継続させないための緊急的、かつ、制裁の性格が強く、その延長上には許可の取消しがある命令です。

当然に、改善その他の措置が併行して命じられることがあります。

6 許可の取消し（法第14条の3の2、第15条の3）

欠格に該当したときに許可を取り消されます。

基準や要件に適合しない場合で、許可などの制度上、取返しがつかないもの、改善が意味をなさないものなどへの手段です。

また、欠格に該当した場合の取消しは、知事に裁量を与えない制度です。



～ 報告の徴収と検査 ～

ある行為を規制する法令は、その履行を確認する措置を用意している

1 報告の徴収

- (1) 実地に検査することなく、文書による報告を求め、履行状況を確認する
- (2) 提出した報告書は、適法性又は違法性の証拠になる
- (3) 報告の求めは、不利益処分ですが、行政手続法の適用を受けない

2 立入検査

- (1) 現場を実地に確認して履行状況を確認する
- (2) 検査員は、関係個所の帳簿や物件を検査する
- (3) 廃棄物又は廃棄物と目されるものを無償で収去（試料として採取）できる

帳簿や物件の検査には「法律の施行に必要な限度で写真撮影やスケッチなどの記録」が含まれます。

収去は、廃棄物又は廃棄物と疎明されるものが対象で、帳簿やその写しなどの持出しはきません。



～ 改善命令と措置命令 ～

ある行為の基準を定めて規制する法令は、その基準の逸脱を改善させ、履行させる措置を用意している

1 改善の命令（基準への回復・復帰）

- (1) 対象となる行為 保管基準に適合しない保管
処理基準に適合しない収集、運搬又は処分
- (2) 対象となる者 排出した者、収集運搬業者、処分業者

2 措置の命令（支障の除去等の措置）

- (1) 対象となる行為 保管基準に適合しない保管
処理基準に適合しない収集、運搬又は処分
- (2) 対象となる者 保管、収集、運搬又は処分を行った者
基準に違反した委託をした者
管理票（マニフェスト）に関する義務に反した者



～ 措置命令 ～

- 3 措置命令のねらいは、「逸脱の是正」ではなく、「支障の除去」である
このため、次の2つが認められるときは、措置を命じる者の範囲を拡大する
- (1) 行為者について
資力などから支障の「除去が困難」又は「十分な除去が行えない」
- (2) 排出した者について
「適正な処理費を負担していない」又は「不適正な収集、運搬又は処分が行われることを知ることができた」
- 4 拡大の範囲
「排出した者」又は「排出した中間処理業者」



～ 事業の停止の命令 ～

事業の停止は、改善命令や措置命令と性格を異にする

- 1 改善命令は「基準逸脱の是正」、措置命令は「現実にある支障の除去」であり、いずれも「状況の修復」を求めるものである
- 2 事業の停止命令は、状況の修復の求めや状況の悪化防止を含めて、次の過去の違反に対するペナルティの性格を有する
 - (1) 違反行為をし、違反行為を要求し、教唆し、幫助した
 - (2) 許可を受けた者の能力や施設が許可時のそれに適合しなくなった
 - (3) 許可条件に違反した

ということは、情状の重さや、違反の原因や修復可能性により許可の取消しに至る可能性を含むものと言えます。



～ 許可の取消 ～

1 許可の取消し

収集運搬業者、処分業者の地位を剥奪する行為である

- (1) 事業の停止命令に係る要件のうち、能力や施設の欠缺・不適合又は許可条件違反の場合、それに至る理由や修復可能性により取消しに至る
- (2) 知事が許可を取り消さなければならないとき
 - ア 許可基準の欠格に該当したとき
 - イ 事業の停止命令の要件のうち「違反及び違反の要求、教唆、幫助」に該当し、特に情状が重いとき

2 許可を取り消されたとき

収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物

- (1) 排出した者に「取消しの日」と「その事由」を書面で通知する
- (2) 通知の写しを5年間保存する



～ 許可の取消 2 ～

- 3 許可を取り消された者（当事者）やその役員は欠格となる
 - (1) 当事者
取消しの日から5年を経過する日まで
 - (2) 当事者の役員
行政手続法の聴聞通知の到達日前60日以内に役員であった者を含めて取消しの日から5年を経過する日まで
 - (3) 聴聞通知到達後に事業の廃止を届け出た当事者
事業の廃止の届出の日から5年を経過する日まで
 - (4) 聴聞通知到達後に事業の廃止を届け出た当事者の役員
聴聞通知の到達日前60日以内に役員であったを含めて、当該届出の日から5年を経過する日まで



～ 産業廃棄物の取扱いに関する罰則 ～

- 1 誰もが問われる可能性があるもの
 - (1) みだりに廃棄物を捨て、又は処理基準に従わない廃棄物焼却をする
 - (2) 処理業の許可を受けていない者に収集、運搬又は処分を委託する

- 2 許可の制度に反するもの
 - (1) 許可を受けずに廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする
 - (2) 許可の事業の範囲を逸脱して業を行う

- 3 処理の実務における違反
 - (1) 委託の基準又は事業の停止など命令に違反する
 - (2) 帳簿や管理票（マニフェスト）に関して違反する



～ 循環型社会の形成と社会的信用の確保 ～

1 各種リサイクル法への廃棄物処理法ののれん分け

	法律	主旨	対象とその扱い
1	容器包装リサイクル法 平成7年法律第112号	一般廃棄物のうち、瓶、缶、カップ、包装紙などの排出抑制や分別により再商品化を進める	家庭ごみなので一般廃として扱う
2	家電リサイクル法 平成10年法律第97号	小売・製造業者に特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷洗機）を引き取らせ再商品化を進める	特定家庭用機器廃棄物として一般廃と産廃を区分しない
3	建設リサイクル法 平成12年法律第104号	解体業者の登録などにより建設資材の再資源化を進める	建築物・工作物の解体物なので産廃として扱う
4	食品リサイクル法 平成12年法律第116号	食品循環資源の再生利用（肥飼料化）により食品廃棄物の発生抑制、再生利用を進める	原料の食品廃棄物は排出元によりそれぞれ一般廃・産廃に区分する
5	自動車リサイクル法 平成14年法律第87号	使用済自動車からの廃棄物の減量と再生部品の利用により資源の有効利用を確保する	使用済自動車として一般廃と産廃を区分しない
6	小型家電リサイクル法 平成24年法律第57号	家庭用の電気機械器具のうち特定家庭用機器を除く機器からの金属の再資源化を進める	排出元によりそれぞれ一般廃・産廃として扱う

～ 循環型社会の形成と社会的信用の確保 2 ～

2 労働安全は、企業が社会的信用を得るフロントライン

(1) 現場作業では、転落・転倒・巻き込まれが起こり易い

ア 作業員：安全带、保護帽、保護メガネ、安全靴の装着

イ 機材：特殊車両や重機の操作資格者の継続的研鑽、冬タイヤの装置

ウ 作業場：指揮者や作業場の監視員の設置、場内の整理整頓

(2) 発生源が自社でない廃棄物には未知の危険が潜む

ア 排出する者に危険性・毒性と処理工程での危険性・反応性を確認をする

イ 危険性や毒性を考慮した作業環境を確保する

(3) 廃棄物を処理する施設は、化学プラント化している

ルールのほか設備機器の操作方法など相応の知識と経験が求められる

(4) 従来あり得なかった外的な変化が襲う

人手不足が繁忙を生み、繁忙に起因する事故が多発する可能性がある

猛暑による熱中症が頻発する可能性がある



～ 循環型社会の形成と社会的信用の確保 3 ～

3 手続・経営の透明化は信用確保のための準備作業

(1) 目指すところ 近隣、ひいては市場とのコミュニケーション

(2) その手段 情報の開示又は他者に説明できる状況

ア 経営体質の健全化の裏付けを確保する

イ 開示する情報でなくても第三者に説明できる状態を作る

ア) 施設の管理に係る検査結果の記録、環境調査の記録を保存する

イ) 廃棄物や循環資源を再生した製品の生産量、在庫、販売量の記録の保存する

再生後の物は製品です。これまで処分業の許可を受けた事業場内では、再生品も廃棄物同様の扱いをしてきた例もありますが、再生利用が進む中で矛盾をきたす状況も出てきています。

しかし、原料となる廃棄物と密接に絡み合う再生品は、安全な状態で保管し、生産量や販売ルートを明らかにすることが信用を獲得し、製品価値を高めることに繋がります。

気にしておいた方がよい法令

処理業を営む者は、世の中にあるもの全てに関与する者として情報収集を心掛けましょう。また、事業場の清潔保持や安全操業は周辺住民を含むステークホルダーの信用獲得にも繋がります。

【労働契約法、労働者派遣法、自動車運転者の労働時間等の改善基準】

使用者には安全配慮義務があり、労働環境の整備は働く者の命の保障です。

派遣労働者の自動車など機材を用いると「名義貸し」に当たるおそれがあります。

2024年問題は、適用除外は災害時や緊急事態時と危険物の輸送のみです。

【自動車運転処罰法など危険運転の重罰化】

反則金制度がない「危険運転致死傷罪」に問われたり、いわゆる「ながらスマホ」での事故を起こすと、欠格に該当するので注意が必要です。

【埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例】

収集運搬業や処分業の許可に係る事業場における保管には適用されません。

